

令和7年度放課後児童クラブ巡回等支援事業の調整業務に係る委託業務 提案競技実施要領

1 提案競技に付する事項

- (1) 業務名
令和7年度放課後児童クラブ巡回等支援事業の調整業務に係る委託業務
- (2) 業務内容・仕様等
「令和7年度放課後児童クラブ巡回等支援事業の調整業務に係る委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (4) 提案価格の上限額（予定）
2,409,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 提案競技参加資格に関する事項

提案競技に参加しようとする者は、次の(1)から(9)までのすべての要件を満たし、島根県知事の提案競技参加資格の確認を受けたものであること。

- (1) 島根県内に本支店、営業所又は事業所を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (5) 島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (6) 消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がない者であること。
- (7) 島根県が実施する入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続きに基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- (9) 当該事務遂行に必要なノウハウを有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有し、発注者との協力・連携体制を構築

できる者であること。

3 スケジュール

(1) 公募開始	令和7年6月16日(月)
(2) 質問受付期限	令和7年7月3日(木) 17時
(3) 質問に対する回答	令和7年7月9日(水) ※予定
(4) 提案競技参加申込書の提出期限	令和7年7月11日(金) 17時
(5) 提案競技参加資格の通知	令和7年7月15日(火) ※予定
(6) 企画提案書の提出期限	令和7年7月18日(金) 17時
(7) プレゼンテーション及び審査会開催	令和7年7月30日(水)
(8) 審査結果の通知	令和7年7月31日～8月上旬
(9) 契約締結等の協議及び見積の依頼	令和7年7月31日～8月上旬
(10) 契約締結	令和7年8月上旬

4 提案書等の提出について

(1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

- ア 提案競技参加申込書 1部(様式1)
- イ 会社概要書又は経歴書 1部
- ウ 法人の登記事項証明書 1部
- エ 直近の財務諸表 1部
- オ 島根県税に滞納がない旨の証明書 1部
- カ 消費税及び地方消費税の滞納がない旨の証明書 1部
- キ 担当者届 1部(様式2)
- ク 実績届 1部(過去の本業務と類似業務の受注実績)
- ケ 提案書 6部(様式3)

(注) 別添評価基準の項目・内容を記載すること。

- コ 見積書 1部

(2) 提出書類の形式

原則としてA4判の用紙を用い、各ページに番号をつけること。ただし、必要によりA3判の用紙を挿入することも可とする。

(3) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出期限

- ・ 4(1)アからクまでの書類については、令和7年7月11日(金) 17時までに提出すること。また、持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土日祝祭日は除く)とし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。
- ・ 4(1)ケからコの書類については、令和7年7月18日(金) 17時までに提出すること。また、持参の場合の受付時間は9時から17時まで(土日祝祭日は除く)とし、郵送の場合は郵便書留による必着に限る。

ウ 提出先

10と同じとする。

5 提案競技に係る質問書について

- (1) 質問は、期限までに電子メールにて様式4により提出すること。併せて10の担当者へ到着確認の電話連絡すること。
- (2) 提出先は、10と同じとする。
- (3) 提出期限は、令和7年7月3日（木）17時までとする。
- (4) 質問に対する回答は、質問者名を伏せて、令和7年7月9日（水）（予定）までに、島根県子ども・子育て支援課のホームページに掲載する。
(https://www.pref.shimane.lg.jp/kodomo_kosodate/)
また、訪問又は電話による質問は原則として受け付けないこととする。
- (5) 本業務と関係のない内容に対する質問や、その他公正な審査を阻害する恐れのある質問等には回答しない。

6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

申請者に対し、令和7年7月15日（火）（予定）までに、通知する。

7 選定方法

- (1) 別に設置する「令和7年度放課後児童クラブ巡回等支援事業の調整業務に係る提案競技審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において、別添評価基準により厳正な審査を行い、業務受託予定者の選定を行う。
- (2) 評価及び得点の付与方法は、別途定める審査要綱に基づき、各評価項目の得点を合算する方法により合計得点を算出する。
- (3) 評価点の最も高い者を業務受託予定者とする。総合評価点が高い者が2者以上あるときは、見積額が安価な者を業務受託予定者とする。
- (4) 提出書類により参加資格等を審査した後、提案書について、審査委員会による審査を行い、委託事業者を選定する。
- (5) プレゼンテーション
ア 日程
令和7年7月30日（水） 時間・場所等詳細については別途通知する。
イ プレゼンテーションの方法
20分以内で提案競技参加者による説明を行った後、審査委員からの質問時間を10分程度設定する。
- (6) 審査委員会による選定の結果については、提案競技参加者に別途通知する。
- (7) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果や審査内容に係る質問や異議申立ては受け付けない。
- (8) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
ア 参加する資格のない者が提案したとき。
イ 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
ウ プレゼンテーションに参加しなかったとき
エ 事実と反する申請や提案に関する不正行為があったとき。

- オ 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- カ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- キ その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

8 契約

(1) 契約相手方

審査委員会が選定した者（以下「契約予定者」という。）と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、随意契約を行う。

なお、契約予定者が契約辞退した場合などは、審査委員会で次点とされた者と契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 前金払

前金払いは行わない。

(4) 契約保証金

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、同規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(5) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

9 その他の留意事項

- (1) 提案競技参加に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案競技及び契約の手續に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出期限後の問合せ、書類の追加及び修正には原則として応じない。
- (4) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (6) 提出書類は、返却しない。
- (7) 提案者は企画提案書の提出をもって、提案競技実施要領及び仕様書の記載内容に同意したものとする。
- (8) 事業の効果・効率性の観点から、採用された企画の内容を変更することがある。

10 提案競技に関する問合せ先（書類提出先）・受付時間

〒690-8501 松江市殿町1番地

島根県健康福祉部子ども・子育て支援課 担当：山口

電話（直通） 0852-22-5795

ファックス 0852-22-6124

電子メール kodomo@pref.shimane.lg.jp

受付時間 9時から17時まで（土日祝祭日を除く）

(別添)

《評価基準》

それぞれの審査委員が下記の視点で採点し、審査員の合計得点で最も高い得点を得た者から順位を付けるものとする。

審査員の持ち点の合計点の6割を基準点とし、基準点に満たない提案者は選外とする。

評価項目		評価基準
1	本事業への取組方針について	<ul style="list-style-type: none">・業務の目的及び趣旨との整合性がとれているか。・仕様書の内容をよく理解しているか。
2	事業計画について	<ul style="list-style-type: none">・本事業の目的を効果的かつ効率的に達成することができるものであるか。(事業計画の妥当性・実現性、収支計画など)
3	業務遂行能力について	<ul style="list-style-type: none">・企画提案(事業計画)に沿った事業内容を安定して行う体制を有するか(事業の管理運営体制、財務状況の健全性、法令遵守等)・県からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整えられているか。・本業務と同様又は類似業務の業務実績があるか
4	見積内容について	<ul style="list-style-type: none">・適切な内容となっているか。